

県立図書館活用パートナーシップ事業
～図書館でイベントを開催しませんか？～ 応募要項

県内各地で様々な活動をする団体の皆様、日頃の活動の成果を県立図書館のホール等を活用して県民の皆様に発表してみませんか。

県立図書館では、県民の皆様の様々な活動を発信できるアクティブな図書館として、講演会、講習会、体験会などジャンル、形式などは問わず、県民の社会教育活動の推進に寄与する協働事業を募集します。

審査の上、採択された事業には、県立図書館のホール等の設備をお貸しし、広報などのPRのサポートを行います。

1 対象となる事業

県立図書館のホール等を活用する事業であればテーマや分野は問いませんが、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 主たる活動が県内で行われるもの
- (2) 団体が県立図書館と協働により実施することで、具体的な効果・成果が期待できるもの
- (3) 団体が責任を持って実施できるものであること。
- (4) 事業計画が県立図書館の協働事業として適正と認められるもの
ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。
 - (1) 宗教活動、政治活動を目的としたもの
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 法令、条例等に違反するもの
 - (5) その他協働の対象とすることが適当でないと認められるもの

2 事業期間

事業期間は、事業開始日からその日が属する年度内とします。

3 事業実施日

事業実施日は、原則平日の開館日とします。

4 対象となる団体

市民活動団体、町内会等の地域団体、学校のクラブ・サークル、企業等の事業者、その他団体であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 県内に活動場所を有すること
- (2) 3名以上で構成される組織であること
- (3) 事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- (5) 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- (6) 法人にあっては県税の滞納がないこと
- (7) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

5 支援内容

- (1) 県立図書館施設の使用
図書館のホール、研修室等の貸出し、及びプロジェクター等の付帯設備の貸出しを行います（開館時間中に限る）。
- (2) 事業のサポート
マスメディア等への広報活動のサポートを行います。
- (3) 関連資料の紹介
事業内容に関連する資料を会場にて紹介します。

6 応募方法

- (1) 応募書類
 - 1) 提案シート
 - 2) 団体の概要及び活動実績が分かる資料
- (2) 提出方法
郵送又は持参
- (3) 応募期間
応募は随時受け付けます。ただし、翌年度も事業継続を希望する場合は、当該年度の3月1日までに申し出て、応募書類を再度ご提出ください。
- (4) 事前相談
応募を考えている団体に対して、会場や設備の下見などの個別相談に応じます。詳しくはお問い合わせください。
- (5) 申込み及び問合せ先
群馬県立図書館 地域協力係
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1
TEL：027-231-3336

7 審査方法

審査会を経て決定します。審査は、書類審査とヒアリングです。
応募が多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合があります。

8 審査基準

書類審査、ヒアリングともに次の基準で審査を行います。なお、審査項目・審査の視点は以下のとおりです。

- (1) 協働の意義
団体と県立図書館の協働事業として、相応しい内容であるか。
- (2) 事業効果
事業内容が、図書館のイメージアップ及び社会教育の推進に寄与するものであるか。
- (3) 実現性・計画性
具体的かつ実現可能な計画となっているか。
- (4) 適格性
本事業の支援により、団体の活動にノウハウが蓄積され、将来の活動の活性化が見込まれる取り組みであるか。

9 採択

審査の結果、採択の可否を決定します。審査結果は、団体あて通知いたします。採択となった場合は、具体的な事業の実施方法等について県立図書館と協議するものとします。

附 則

この要項は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年1月22日から施行する。